

令和３年度 総合流域防災（情報基盤総合整備）委託（ＣＬ設定検討業務）
特記仕様書（案）

第１章 総則

第１条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県砂防課が実施する「令和３年度 総合流域防災（情報基盤総合整備）委託（ＣＬ設定検討業務）」に適用する。

第２条 適用仕様書

本業務は、本特記仕様書で定める事項に基づき実施するほか、記載のない事項については、下記関連法令等に準拠し、実施するものとする。

- ・国土交通省河川砂防技術基準（国土交通省水管理・国土保全局監修・平成26年４月）
 - ・国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法（令和３年６月）
 - ・国土技術政策総合研究所資料（地形・地質に関する主題図を用いた全国における土砂災害発生リスク推定法に関する考察）（令和２年６月）
 - ・土砂災害警戒避難基準の発表の判断に用いる基準の見直しについて（国土交通省・気象庁 連名 平成29年11月）
 - ・都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き（平成27年２月改訂）
 - ・鹿児島県公共測量作業規程（平成20年10月 鹿児島県）
 - ・設計業務等共通仕様書（平成29年３月 鹿児島県土木部）
 - ・測量調査業務共通仕様書（平成29年３月 鹿児島県土木部）
- また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

第３条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額 100 万円以上のものについては、当該契約金額の 10 分の 3 以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

第４条 履行期間

本業務の履行期間は、令和４年３月 11 日限りとする。

但し、委員会次第では繰越を検討する。

第５条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

第 6 条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

第 7 条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

第 2 章 業務内容

第 8 条 業務目的

本業務は、平成 27 年 4 月の運用開始から 6 年が経過した土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という）を見直し、CLの精度向上を図ることとする。

第 9 条 業務内容

（１）計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で、業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

（２）CL 設定検討

①対象地域 県内全域

②降雨データ

ア 設定期間 2006年 4 月～検討開始までの最新時期

イ 解析雨量 1 kmメッシュ値を使用

ウ 土壌雨量指数 1 kmメッシュ値を使用

③応答局面（設定期間：2006年 4 月～2020年12月）

ア 設定単位 1 kmメッシュ単位に設定

イ 使用降雨 2006年4月～検討開始までの最新時期
の降雨データ（災害発生降雨も含む）を使用

ウ パラメータ

「土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる基準の見直しについて」（国土交通省・気象庁 平成29年11月 6 日通知）の新推奨値を採用

エ 等RBFN出力値間隔 0.05～0.95の範囲（0.05単位で抽出）

④CL対象災害 1 kmメッシュ単位で抽出 （抽出にあたってメッシュ数を複数検討）

⑤CL 設定 1 kmメッシュ毎に設定 土壌雨量指数下限値の設定

⑥判定除外メッシュの設定

鹿児島県全域における警戒判定1kmメッシュについて、土砂災害の危険性や保全対象（人家、重要交通網など）の分布状況等を考慮して、警戒判定除外メッシュ案を検討

⑦ ①～⑥に必要な資料収集整理

（３）検討委員会用の資料作成

本業務における検討により、ＣＬの見直しのための検討委員会の実施並びに説明資料を作成する。説明資料の構成及び様式は発注者との協議により決定する。検討委員会は、２回を予定している。

（４）報告書作成

業務目的を踏まえ、業務の各項目で作成された検討内容や成果等をもとに、業務の方法、過程、結論・結果等について取りまとめを行い、報告書を作成する。また、業務の成果概要を説明するための業務概要版を作成する。

- ・電子媒体（ＣＤ－Ｒ等 正・副 各１枚）
- ・紙媒体（簡易ファイル）２部（参考資料、概要版含む）
- ・その他、監督職員が指示するもの

（５）打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時（３回）、成果とりまとめ時の計５回以上を実施する。なお、打合せを行う場合は、管理技術者が立ち会うものとする。

リモートによる打ち合わせも可とする。

第３章 その他

第１０条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

第１１条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第三者に知らしめてはならない。

第１２条 旅費

本業務における旅費は、現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市に所在するものとして算出する予定である。

鹿児島市に、本支店や営業所等が所在しない者が受注した場合、調査職員と協議のうえ、必要な区間の旅費について変更の対象とする。

第 13 条 電子成果品の作成

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）（令和 2 年 3 月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本 1 部、副本 1 部の計 2 部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。
- (3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第 14 条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

第 15 条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については、業務に適切に反映するものとする。また、技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。